

チップ生産工場 林地残材（枝葉・短材）搬入について

当組合チップ生産工場では林地残材（枝葉・短材）の有価木、未利用材を買取しています。

1.搬入可能な日時

月曜日～金曜日の当組合の営業日

※当組合ホームページにて「枝葉・短材搬入カレンダー」を掲載しております。

尚、枝葉・短材搬入カレンダーは随時更新しますので、都度確認をしてください。

※搬入ができない日

土、日、祝日、年末年始、お盆、3月末4月上旬、9月末10月上旬、

注）納入先の受け止め、工場の機械の故障、落雷の危険性がある日

などの状況により、受入れができなくなることがありますので、

当組合ホームページにて、随時確認をお願いします。

<http://www.izurin.jp/>

受付時間 午前 9：00～11：30 午後 13：00～15：30

2.搬入の際に必要な書面

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

林地残材（枝葉・短材）の所有者が、必ず自署で、住所、氏名、電話番号を記載して下さい。 ※納車1車ごとに1枚必要です。

様式と記入方法は下記に掲載してあります。

3.適格請求書発行事業者（インボイス事業者）の方

当組合へ対し適格請求書発行事業者（インボイス事業者）登録の意向通知書及び、振込口座届の提出が必須ですので、搬入までに必ず手続きを行ってください。

尚、手続きを行わず来場されても搬入できません。

詳しくは、チップ生産工場までお問い合わせください。 Tel(0853)48-2070

4.適格請求書発行事業者でない方

搬入時軽量後現金にてお支払いいたします。

5.搬入の方法

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明に記入漏れがないことを確認していただき、来場してください。

来場の順番に計量器に車両を停車させてから、上記の証明書を提出してください。

計量完了後、従業員の指示に従い搬入、荷下ろしをしてください。

荷下ろし後、空車の状態で計量器に停車し、計量伝票などを受け取って下さい。

6.来場に関する注意

当工場の来場まで、走行中に荷物が飛散しないように養生してください。

場内では従業員の指示に従ってください。

場内での自動車の走行は、最徐行でお願いします。

荷下ろしは、搬入者で行ってください。

荷下ろしのあと、ロープや荷締めを使用した道具などを忘れずにお持ち帰りください。

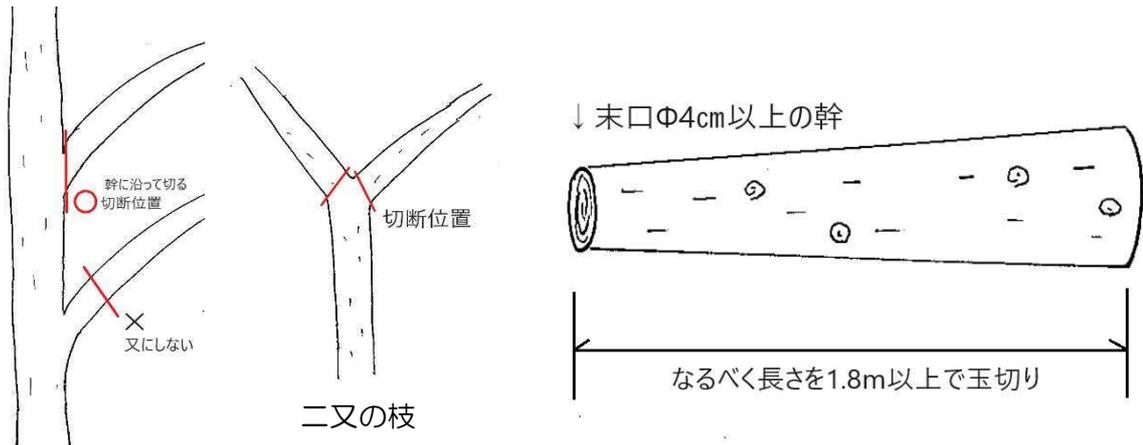
産業廃棄物収集運搬等の許可番号は、外すか、目隠しをして来場してください。

場内での搬入者同士の事故、トラブルは、当事者同士で対処してください。

7.枝払い、玉切りについて（末口4cm以上の枝木、幹）

枝払い（枝の切断）は、幹に沿ってに切り、又の部分は残さないでください。

末口の直径の大きさが4cm以上の樹木は、なるべく1.8m以上に玉切りしてください。



8.受け取りができない樹木（植物）

竹類、竹の子、笹類、草、シュロの木、ソテツの木、ヤシ類、ユッカ類、藤の木などのつる類の樹木、シデ類、アジサイ、ヤツデ、木の根っこ
栗の木や柿の木などで、実や果実のついたままの枝木、



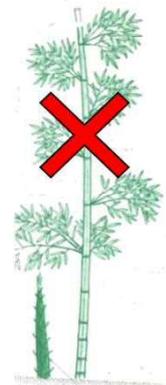
シュロの木



ソテツの木



ユッカ類



竹類 竹の子



木の根っこ

9.その他の受け取りができない樹木や木製品

葉っぱだけのもの

腐敗している樹木

針金や釘、ワイヤー、ビニールひも、ロープなどが巻き付いて成長した樹木

樹木に添えてあった支柱（ビニールの被覆した金属）が絡んだもの ※イボ竹

防腐剤加工したものや、塗料が塗布してある木材や樹木

製材した木材や、建築廃材の木材（柱材や板材など）

木彫りの置物などの木製品でできたもの

10.搬入物に混入していた悪質な例

金属、ビニール、コンクリ柄、ゴム製品（タイヤ）、プラスチック製品などの人工物
陶器類、土砂、石類

受取できないものが混入している場合は、搬入をお断りします。

お問い合わせ 出雲地区森林組合 チップ生産工場 0853-48-2070

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

出雲地区森林組合 様

【自署】

所有者住所

所有者氏名

電話番号 () -

下記の物件は、全て発電用チップに係る一般木質バイオマス材であることを証明します。

1.物件名 (該当を○で囲みください)

①剪定枝 ②屋敷周辺の支障木 ③その他()

2.発生場所

市 町 番地

3.樹種 (該当を○で囲みください)

①広葉樹 ②針葉樹 ③混合

4.数量

kg (検量時に記入をお願いします)

5.代金受領者 (該当を○で囲みください)

①所有者 ②搬入者

6.インボイス登録について (該当を○で囲みください)

①適格請求書発行事業者 ②免税事業者

搬入者が所有者ではない場合

住所 または 所在地

氏名 または 業者名

電話番号

※ 1.所有者住所、氏名は自署でお願いいたします。

※ 2.発生場所は森林地域でないこと。

※ 3.行政及び関係機関の立会の可能性もあります。また、第三者による搬入については所有者確認を実施することもありますのでご承知ください。

※ 4.虚偽の証明書を提出された場合は持ち込み相当量(kg)の引き取り・代金の返却・今後の持ち込みの禁止とさせていただきます。

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明 記載方法

令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

出雲地区森林組合 様

【自署】

所有者住所 _____

所有者氏名 _____

電話番号 () _____

下記の物件は、全て発電用チップに係る一般木質バイオマス材であることを証明します。

1. 物件名 ①剪定枝 ②屋敷周辺の支障木 ③その他()

2. 発生場所 市 町 番地

3. 樹種 ①広葉樹 ②針葉樹 ③混合

4. 数量 k g 当工場の計量器で、計量完了後の数量を記載して下さい。

5. 代金受領者 ①所有者 ②搬入者 買取代金を最終的に受領される方をお示し下さい。

6. インボイス登録について ①適格請求書発行事業者 ②免税事業者

搬入者が所有者ではない場合

住所 または 所在地 _____

氏名 または 業者名 _____

電話番号 () _____

※1. 所有者住所、氏名は自署でお願いいたします。

※2. 発生場所は森林地域でないこと。

※3. 行政及び関係機関の立会の可能性もあります。また、第三者による搬入については所有者確認を実施することもありますのでご承知ください。

※4. 虚偽の証明書を提出された場合は持ち込み相当量 (k g) の引き取り・代金の返却・今後の持ち込みの禁止とさせていただきます。

搬入する日を記載して下さい。

枝葉、短材が発生した土地所有者（持ち主）が必ず自署で記載してください。公共事業の際は、発注者と担当者の氏名を記入して下さい。

必ず地番まで記載してください。枝葉、短材の発生した場所が、所有者の住所と同じであっても、地番まで記載をお願いします。尚、公共事業で河川などの地番が存在しない発生場所であれば、発注者の指示に従って下さい。

買取代金を最終的に受領される方をお示し下さい。

買取代金を受領される方が、インボイス番号を所得しているか、免税事業者かをお示し下さい。

枝葉、短材を当工場へ搬入される方が所有者ではなく、所有者から運搬を委託、または請け負って運ばれた方が記載してください。（個人名または、会社などの事業者名）尚、ここに記載された名義の方に買取代金を支払います。